

金融機関の窓口でも受付を開始しました

公金受取口座 登録（変更）・抹消手続のご案内

個人番号を利用した「公金受取口座の登録（変更）・抹消手続」をご案内します。お手続きの際は、以下の点をご確認ください。

公金受取口座登録制度とは

緊急時の給付金や児童手当等の公金給付の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。公金受取口座として登録できるのは、ご本人名義の口座で、全金融機関の中から1人1口座です。

2025年4月より、金融機関の窓口でも公金受取口座の登録（変更）・抹消の届出ができるようになりました。これまで通り、マイナポータルからの届出も可能です。

◆ 公金受取口座登録制度のメリット

マイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録をしておくことで、通帳の写し等の添付が不要となり、給付金等の申請が簡単に行えます。加えて、行政機関における口座情報の確認作業等も不要となるため、速やかに給付金等を受け取ることができます。

詳しくはデジタル庁
のウェブサイトをご確認ください ▶



手続前の確認事項

◆ 対象の口座

みずほ信託銀行の本人名義の個人口座

個人事業主名義の預金口座や、お子さまの公金受取口座として親名義の預金口座は登録できません。

◆ ご留意点

- みずほ信託銀行に既に個人番号をお届けのお客さまも、公金受取口座登録等のお申込の都度、個人番号の届けが必要です。
- お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認します。みずほ信託銀行に登録済みのお客さま情報が最新でない場合、公金受取口座登録等のお申込ができません。お申込前に必ず変更手続をお願いします。
- 申込書に記載いただいた内容は、デジタル庁へ個人番号とともに届出を行います。
- 公金受取口座の登録状況は、マイナポータルでのみ確認することができます。

個人情報の取り扱い

◆ 個人情報の利用目的

窓口でお渡しする書面または右のみずほ信託銀行ウェブサイトをご確認ください。

個人情報取り扱い
の詳細はこちら ▶



◆ 第三者提供に関する同意

お届けいただいた個人情報は、預金保険機構と地方公共団体情報システム機構及びデジタル庁へ提供されます。そのため、お申込時に個人情報の第三者提供に関する同意が必要です。

▶ 公金受取口座の手続方法は裏面をご確認ください

公金受取口座 登録（変更）・抹消の手続方法

みずほ信託銀行の窓口でお手続きください

ステップ 1

①～③いずれかをご用意ください

① 個人番号カード （顔写真あり）



② 通知カード*



【顔写真あり】本人確認書類 1点

- ・運転免許証、運転経歴証明書
（2012年4月1日以降のもの）
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書

③ 通知カード*



【顔写真なし】本人確認書類 2点

- ・公的医療保険の資格確認書
介護保険の被保険者証
- ・児童扶養手当証書、母子健康手帳
- ・印鑑登録証明書（発行後6カ月以内のもの）
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
（いずれも発行後6カ月以内のもの）

* 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項（氏名・住所など）に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。通知カードの他、個人番号が表示された住民票の写し、住民票記載事項証明書でも手続可能です。

ステップ 2

みずほ信託銀行窓口でお手続き

個人番号（マイナンバー）のお届けと公金受取口座の登録（変更）・抹消のお手続きを行います。

ステップ 3

「登録結果」の受領

公金受取口座の登録結果は、デジタル庁から通知されます。

マイナポータルを
利用しているお客さま

マイナポータル上で通知されます。

マイナポータルを
利用していないお客さま

みずほ信託銀行にお届けの住所へ、「登録結果」を郵送します。

- 申込時に受け付けた送付先住所の変更はできかねます。
- 登録完了後、行政機関において公金受取口座が利用できるまでにお時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

デジタル庁が運営するシステムについて

◆ 口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約

公金受取口座登録等申込書に記載の「口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約」は、デジタル庁ウェブサイトをご確認ください。

利用規約は
こちら ▶

